

業務委託随意契約結果(特名随意契約)

大阪市立十三市民病院

No.	案件名称	契約の種類	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	WTO	随意契約理由	備考
1	コダックドライビュープリンター 機器保守点検業務	機器保守	ケアストリームヘルス(株)	1,084,650	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
2	コンピューテッドラジオグラフィ システム保守点検業務	機器保守	富士フィルムメディカル(株)	5,268,900	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
3	病院情報システム維持運営管 理業務	情報処理	(株)CSK	23,940,000	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
4	全身麻酔装置及びベッドサイド モニター保守点検業務	機器保守	GEヘルスケア・ジャパン(株)	2,394,000	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
5	MRI装置保守点検業務	機器保守	GEヘルスケア・ジャパン(株)	12,316,500	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
6	コージェネレーションシステム 定期点検業務	機器保守	大阪ガス(株)	7,140,000	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
7	病院情報システム改修業務 (平成24年度診療報酬改定作 業)	情報処理	日本電気(株)	2,835,000	平成24年3月27日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	

上記結果は、2名以上の者から見積書を徴する方式(いわゆる比較見積)によらない場合です。

特名理由書

1 案件名称

コダックドライビュープリンター機器保守点検業務

2 契約の相手方

ケアストリームヘルス（株）

3 随意契約理由

レーザーイメージャーシステム

現在、コダック社のレーザーイメージャーシステムは、各病院のMRI装置及び、総合医療センター画像ネットワーク内に保存されているすべての画像をフィルムにプリントするための画像処理装置として設置されています。

この装置は複数の画像診断装置の画像を同時に大量処理する機能を持っていますが、それぞれの画像診断装置のメーカーとレーザーイメージャー側との間でコンピュータ上の通信ができるよう契約されています。それらの管理及び、レーザーイメージャー側の高性能コンピュータの制御についてはコダック社独自の製品であり、他社による保守点検（修理業務を含む）は不可能です。

近年、薬事法・GMP・PL法等様々な法的規制もますますきびしくなっているなか、日本国内で、メーカーであるコダック社から許可を受けた業者以外がコダック社の機器の保守・修理業務を行うことは不可能であり、安定した機器の稼働を維持していくため、コダック社の機器の保守・修理に関する専門の教育を受ける権利・技術情報を受ける権利を継続的に得なければ機器の保守・修理業務を責任持つて行うことはできないため、ケアストリームヘルス株式会社と特名契約とします。

ケアストリームヘルス株式会社は、平成19年5月1日にコダック製品の販売・保守等の業務を実施するための法人として、コダックヘルス事業部が分離独立してできた新会社である。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

大阪市病院局十三市民病院管理課（電話番号 06-6150-8026）

特名理由書

1 案件名称

コンピューテッドラジオグラフィシステム保守点検業務

2 契約の相手方

富士フィルムメディカル（株）

3 随意契約理由

大阪市立十三市民病院に設置されているコンピューテッドラジオグラフィシステムは（以下、「システム」という。）は富士フィルムメディカル株式会社製である。

当該システムはエックス線撮影をデジタル処理することにより鮮明な画像を安定的に出力し、かつ、画像処理条件を装置内部で変更できるものである。さらにＣＴ・エックス線テレビ撮影装置・MRI・ガンマカメラなどの画像情報を一元管理することも可能である。

システムの機能・性能を維持するためには定期点検をはじめ、消耗品の交換や劣化した部品の交換が不可欠である。近年の医療機器は高機能・高性能化が進んでおり、各社独自に研究開発がなされている。このためメンテナンス等を行うにも専門的な知識や熟練が必要で、メーカー以外の人間が行うことは不可能といっても過言ではない。また、メーカー以外の事業者では部品の手配が困難であり、入手にも時間がかかる。この場合、診療業務に大きな影響を与えることが予想される。

よって、上記業者に委託する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

大阪市病院局十三市民病院管理課（電話番号 06-6150-8026）

特名理由書

1 案件名称
病院情報システム維持運営管理業務

2 契約の相手方
(株)CSK

3 随意契約理由

当院の特性は、医師や看護職員等が診療情報を端末から入力すると、それらの情報はネットワークを通じて各部門のコンピュータシステムに伝達され、各種検査や調剤、帳票作成や医事会計処理等に利用されている。こういった医療形態を大きく支えるシステム的なバックボーンとして、病院情報システムを構築し、そこに各部門のコンピュータシステムを院内 LAN を通じて有機的に結合させることで、円滑な情報処理を図っている。病院情報システムの性格は、検査結果・投薬・注射・検体検査・画像検査・手術・次回診療予約の各種オーダ等、「生死」を分ける重要な内容でありミスは許されないものであり、365日24時間稼働させており、万が一にも障害が発生したときは、即時に対応し復旧させなくてはならない。何よりも病院情報システムの円滑な運用、安全かつ適正な管理が大前提である。そのためには、絶えず機器・環境・システム構成・人的要因を分析し、障害や性能劣化への対策も日常的に講じておく必要がある。

19年度から20年度にかけて医事業務のうち、医事会計業務と病院情報システム担当業務が委託業務拡大された。医事会計業務や窓口業務は医事関連業務の委託業者に、システム関連は病院情報システム運用管理業務の委託業者に分担を行ったが、当院の特性上(上記内容)病院情報システムをトータル的に維持運営管理する業務(各種マスタ作成入力修正からテスト実施、マニュアル作成、各部門調整を含む一貫した管理)が必要となり、本業務が、病院情報システム運用管理業務と密接な関連があり、また指導的な業務内容も含んでおり、絶えず連絡調整が必要な業務であることから、運用管理業務の追加業務として委託契約を行い、病院情報システムの維持運営管理業務を実施してきた。

この間、上記業者は、仕様内容を詳細にわたりよく熟知し、甲の指示に迅速かつ的確に従い、業務を遂行してきた。また、20年度診療報酬改定業務やレセプトオンライン請求業務などもスムーズに移行できた実績もある。

現在、24年度の稼働に向けて、新病院情報システムの開発作業に着手しており、電子カルテシステムの導入による高速大量の情報への対応のため、本業務についても現状より複雑・高度な対応が必要となる。新病院情報システムの機器及びソフト導入、運用テストを経て本格稼働を行うために、委託業者は現行システムと新システムを同時に運用管理していく必要がある。さらに、運用形態の見直しやマニュアルの更新、開発業者からのシステム引継ぎ等の新システム稼働に向けた準備作業が発生し、これらの輻輳する業務を円滑に実施していかなければならない。新システムに移行していくためには、現行の病院情報システムを熟知している委託業者の協力を得ることが必要である。また、新旧同時に2つのシステムを稼働させなければならない時期に業者の変更は望ましくない。

よって、23年度についても上記業者と特名の委託契約をするものである。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
大阪市病院局十三市民病院管理課(電話番号 06-6150-8026)

特名理由書

1 案件名称

大阪市立十三市民病院全身麻酔装置保守点検業務

2 契約の相手方

GE ヘルスケア・ジャパン（株）

3 随意契約理由

大阪市立十三市民病院に設置されている全身麻酔装置（以下、「装置」という。）はデーテックス・オメガ株式会社製である。

デーテック・オメガ株式会社は昭和 50 年に設立され、麻酔及び麻酔関連製品・患者監視装置等の医療機器の製造・販売を行っていたが、平成 16 年 10 月 1 日に GE 横河メディカルシステム株式会社（現：GE ヘルスケア・ジャパン株式会社）に事業統合された。

本装置は手術時における患者の監視や麻酔情報等を医師に提供するため、全身麻酔下における場合には必須の装置である。

装置の機能・性能を維持するためには定期点検をはじめ、消耗品の交換や劣化した部品の交換が不可欠である。近年の医療機器は高機能・高性能化が進んでおり、各社独自に研究開発がなされている。このためメンテナンス等を行うには専門的な知識や熟練が必要であること、また、保守点検マニュアルについても公開されておらず、メーカー以外の者が行うことは不可能となっている。

よって、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市病院局十三市民病院管理課（電話番号 06-6150-8026）

特名理由書

1 案件名称

MRI 装置保守点検業務

2 契約の相手方

GE ヘルスケア・ジャパン（株）

3 随意契約理由

大阪市立十三市民病院に設置されている磁気共鳴断層撮影装置は（以下、「MRI」という。）はGE ヘルスケア・ジャパン株式会社製である。

MRIの機能・性能を維持するためには定期点検をはじめ、消耗品の交換や劣化した部品の交換が不可欠である。また、近年の医療機器は高機能・高性能化が進んでおり、各社独自に研究開発がなされている。このためメンテナンス等を行うにも専門的な知識や熟練が必要で、メーカー以外の人間が行うことは不可能といっても過言ではない。また、メーカー以外の事業者では部品の手配が困難であり、入手にも時間がかかる。この場合、撮影業務ができなくなり診療に大きな影響を与え、患者サービスの低下に繋がることが予想される。

よって、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

大阪市病院局十三市民病院管理課（電話番号 06-6150-8026）

特名理由書

1 案件名称
コージェネレーションシステム定期点検業務

2 契約の相手方
大阪ガス（株）

3 随意契約理由

現在、十三市民病院内のコージェネレーションシステム（以下、「システム」という。）は、大阪ガス株式会社の供給の元で稼働している。

このシステムは、ガスによって作られたエネルギーで電気を発電させるシステムであり、多くの医療機器を抱える病院内の電気供給を行うため、常に正常な状態に保つことがメンテナンスの目的である。「ガス」という危険物を扱う設備のため、事故を未然に防止するという観点からも専門的な知識を有していることが業者選定における条件として必要である。また、このシステムは同社独自のシステムであり、その内容は同社の社外秘密事項である。このため、本システムにかかるメンテナンスは、同社以外での業者では作業が困難である。

よって、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
大阪市病院局十三市民病院管理課（電話番号 06-6150-8026）

特名理由書

- 1 案件名称
病院情報システム改修業務（平成 24 年度診療報酬改定作業）
- 2 契約の相手方
日本電気（株）
- 3 随意契約理由
当病院の病院情報システムは日本電気株式会社が開発した同社独自のシステムであり、そのドキュメントは同社の社外秘密事項である。このため、本業務にかかるシステム改修（平成 24 年度診療報酬改定作業）は、同社以外での業者では作業が不可能である。
よって、上記業者と随意契約を締結する。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署
大阪市病院局十三市民病院管理課（電話番号 06-6150-8026）